

旭川医科大学知的財産取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学知的財産取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学知的財産取扱規程（平成16年旭医大達第123号）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (届出) 第5条 役職員は、職務発明等に該当する可能性のある発明等を行ったときは、別紙様式1に必要事項を記入し、学長に届け出るものとする。<u>当該発明等を行った発明者が複数いる場合は、当該発明者全員の連名により届け出るものとする。</u> (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年7月21日から施行する。</u> 【改正理由】 複数の発明者による発明等に係る届出手続を明確化し、届出書及び添付書類の取扱いについて実際の運用との整合を図るため、所要の改正を行うものである。	(略) (届出) 第5条 役職員は、職務発明等に該当する可能性のある発明等を行ったときは、別紙様式1に必要事項を記入し、学長に届け出るものとする。 (略)